

社会保険料を低く抑えられる特例が施行

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、専主 伝法院 千里

コロナ禍で経営状態が悪化しても重くのしかかる社会保険料の納付。これまで給与の増減が保険料に反映されるのは4カ月後だった。これが特例措置で翌月から可能に。納付額がより少なくて済むことも。

藤田 緊急事態宣言が解けて、ただけ経営状況が戻るのかと期待していたけど、実際は前年同月比の6割程度しか売上がないから、まだまだ状況は厳しいな。

千代 そうですね。スーパーマーケットの売上と加工会社への卸は好調ですが、うちのメインである飲食店への卸の売上の回復が鈍いですね。「コロナの影響が収まったら営業再開するわー」って言ってた前田さんのお店も結局その後開いていないですし、そのほかにも知っている限りで20軒近く閉店や業態変更していますので、このままだと売上の回復は見込めないですね。

藤田 20軒っていったら取引先の3分の1だからなあ。影響は大きいよね。まあ、大変なのは私たちではなくそのお店の方々なんだけどもね。そう考えると、改めて営業を強化して、新しい卸先をつくるという考えにシフトした方がよさそうだね。

藤田 先生、こんにちは！ そうなんです。売上もなかなか回復せず、こんなときだからこそ営業を強化しようかと千代ちゃんと話していました。

伝法院 それは未来を見据えたとしてもよい考え方ですね。この状況下で未来思考になれるのは立派だと思います。そのためにも今期を乗り越えなければいけないですね。今日はまさにそのお話をしたくてお邪魔しました。

藤田 それはすごいタイミングですね。どのようなお話でしょうか？

伝法院 個人事業にしても法人にしても、経営をするうえでかかるコストは仕入れ値など事業に関わることだけではないと思います。さまざま固定費や人件費などがあり、それらは経営状況に関係なく、重くのしかかってきますね。今回はそのなかのひとつである「社会保険料」に関する特例措置が始まりました。コロナ対策の一環ですが、保険料を安く抑えることもできる制度ですよ。

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 報酬が下がった翌月から社会保険料が改定可能! ◀

With コロナ期。本社がある浅草の街は閉店する店舗が目立ってきました。否応なしに働く形やビジネスモデルの転換を迎えた一時から、一度立ち止まり思考して次の段階へ。「元に戻る」はないという前提で、次の一手を考えて実行していく必要があると感じています。

標準報酬月額の特例改定

社会保険（健康保険、厚生年金）の保険料は、給与をもとに算出された標準報酬月額によって決まります。同じ年度内に一定以上の給与増減があった場合は、随時改定の手続きをとらなければなりません。この随時改定が保険料に反映されるのは4カ月後です。今回のコロナ禍で従業員の給与を減らざるを得なくても、4カ月後までは、以前の標準報酬月額分の保険料を払わなくてはなりません。経営状態が悪化した事業体にとっては、この保険料の差額でさえ大きな負担になりえます。

その対策として6月25日、社会保険料標準報酬月額の特例改定が発表されました。休業により報酬が著しく下がった方について、社会保険料が通常の随時改定（4カ月目に改定）によらず特例により翌月から改定可能となります。社会保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度などはすでに設けられていましたが、このたび、社会保険料自体を下げられる制度が整備されたこととなります。今この厳しい時期を乗り越える一助として、ぜひご活用ください。

改定申請は早いタイミングで!

【手続き対象となる方】 右記3つすべてに該当する従業員が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下（無給与を含む）した月が生じた方で社長などの役員も含む（対象保険料は2年5月分から8月分）。

②著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1カ月分）が、すでに設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方。

※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象。

③本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含む。同意書を提出する必要はないが、届出日から2年間保管）。

【手続き方法】 「月額変更届（特例改定用）」に「申立書」を添付し、管轄の年金事務所へ郵送（窓口での受付も可、電子申請は不可）。

※通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、ご注意ください。

※特例改定の届出を行なうか否かにかかわらず、通常の算定基礎届の提出は変更なく必要となります。

【受付期間】 令和2年6月26日（金）から令和3年2月1日（月）まで。

※遡及して申請が可能ですが、給与計算の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ早いタイミングでの提出を進めていただければと思います。

参考：コロナ関連の特例など解説サイト

■ 標準報酬月額特例改定：
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

■ 社会保険料や労働保険料の猶予制度：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

■ 持続化給付金：令和2年1～3月開業の方も受給対象となり、適用範囲が拡大。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

■ 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）：20名以下の小規模事業者の場合大幅に申請の簡素化。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■ 今回の特例改定

